

# 沖縄県私立高等学校等奨学のための給付金

(県内の私立高等学校等に通う生徒向け)

意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯及び非課税世帯を対象に、「奨学のための給付金」制度があります。

## 一 制度概要 一



私立高校生  
が対象です

### ★ 申請の対象となる世帯

令和3年7月1日現在、私立の高等学校等に在学する生徒がいる、次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯。

- (1) 生徒の保護者等が、沖縄県内に在住していること。  
\* 保護者等の住所が沖縄県外にある場合、その都道府県で申請してください。
- (2) 保護者等全員の令和3年度(令和2年分)の市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税であること。(生活保護受給世帯含む)  
\* 保護者等の課税情報の確認が取れない場合(例:海外居住や基地関係者など、課税証明書及びマイナンバーカードの交付が受けられない方)は、審査することができませんので対象外となります。
- (3) 生徒が平成26年度以降、沖縄県内の高等学校等就学支援金の支給対象校に入学し、就学支援金(新制度)の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であること。

### ★ 申請者 沖縄県内に住所を有する保護者等

※「保護者等」とは、親権を行う者(親権を行う者がいない場合、未成年後見人又は主たる生計維持者)となります。

保護者等が存在しない場合、生徒本人が申請者となります。

### ★ 生徒一人あたりの給付額 (令和3年度) ※私立高等学校等の場合

世帯状況		年額 (合計額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		52,600円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	129,600円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	150,000円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,100円

◆新入生に対する早期給付を申請された方は、残額分の給付となります。

◆生徒が第1子又は第2子のいずれに該当するかは、添付の確認シートで判断します。  
お問い合わせの際は、確認シートをお手元にご用意ください。

## ★ 提出書類 — 該当する世帯をご確認ください —

### ○生活保護受給世帯（生業扶助を受けている場合に限りです）

- ①「給付金受給申請書（様式第 1-1 号）」
- ②「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第 2 号）」  
※生業扶助受給証明書（様式第 2 号）は 7 月 1 日以降に福祉事務所で発行されたものを提出してください。
- ③「高等学校在学証明書」（様式第 3 号）※学校に申請書を提出する場合は、省略可
- ④「債権者登録申請書」  
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも提出してください。
- ⑤「振込依頼書」  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。

### ○市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が全員「非課税」の世帯

- ①「給付金受給申請書（様式第 1-1 号）」
- ②「令和 3 年度（令和 2 年分）課税証明書」（市町村発行）もしくはマイナンバーカードの写し  
※保護者等全員の証明書が必要です。  
※郵送でマイナンバーカードを提出する場合、「身分証明書添付台紙」も提出してください。
- ③「高等学校在学証明書」（様式第 3 号）※学校に申請書を提出する場合は、省略可
- ④「債権者登録申請書」  
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ⑤「振込依頼書」  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。

#### （追加書類について）

なお、対象生徒の他に保護者等に扶養されている 15 歳（中学生除く）以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合等、対象生徒が「第 2 子」に該当するか審査するため、次の書類も必ず提出してください。

- ⑥「健康保険証のコピー」※生徒本人＋兄弟姉妹のうち 1 人分
- ⑦ 国民健康保険加入者は、「健康保険証のコピー」と「扶養誓約書（様式第 6 号）」
- ⑧ 紛失などの事情により健康保険証のコピーの提出ができない場合は、「扶養誓約書（様式第 6 号）」（提出できない理由を必ず記載すること）。事情によっては追加で書類提出をお願いすることもあります。

## ○家計急変世帯（家計急変により非課税世帯相当の所得水準となる世帯）

- ①「給付金受給申請書（様式第1-4号）」
- ②「令和3年度（令和2年分）課税証明書」（市町村発行）もしくはマイナンバーカードの写し  
※保護者等全員の証明書が必要です。  
※郵送でマイナンバーカードを提出する場合、「身分証明書添付台紙」も提出してください。
- ③「高等学校在学証明書」（様式第3号）※学校に申請書を提出する場合は、省略可
- ④「債権者登録申請書」  
※県から直接、申請者（債権者）の口座に振り込むために必要な申請書です。  
銀行名・口座名義人・口座番号が分かる通帳のコピーも併せて提出してください。
- ⑤「振込依頼書」  
※原則、申請者の口座に振り込みとなりますが、他の者（親族に限る）の口座に振り込みを希望する場合、振込依頼書も提出してください。
- ⑥ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
※離職票、雇用保険受給者資格者書、破産宣告通知書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
- ⑦ 家計急変後の収入を証明する書類  
※会社作成の給与証明書、直近の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など、自営業の方は所得証明書を作成し提出下さい。

### ★申請書提出先

〒902-0061  
那覇市古島1丁目7番地の1  
興南学園事務局 奨学給付金担当係

### ★申請期間について

**令和3年8月27日（金）まで 郵送可**

※郵送の場合、紛失等事故防止のため簡易書留・特定記録等の追跡可能な方法で郵送してください。

### ★様式のダウンロードについて

沖縄県ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/somushi/shigaku/shougakukyuuhtml>

### ★問い合わせ先

興南高等学校 事務局（担当）玉城

電話番号：098-884-3293

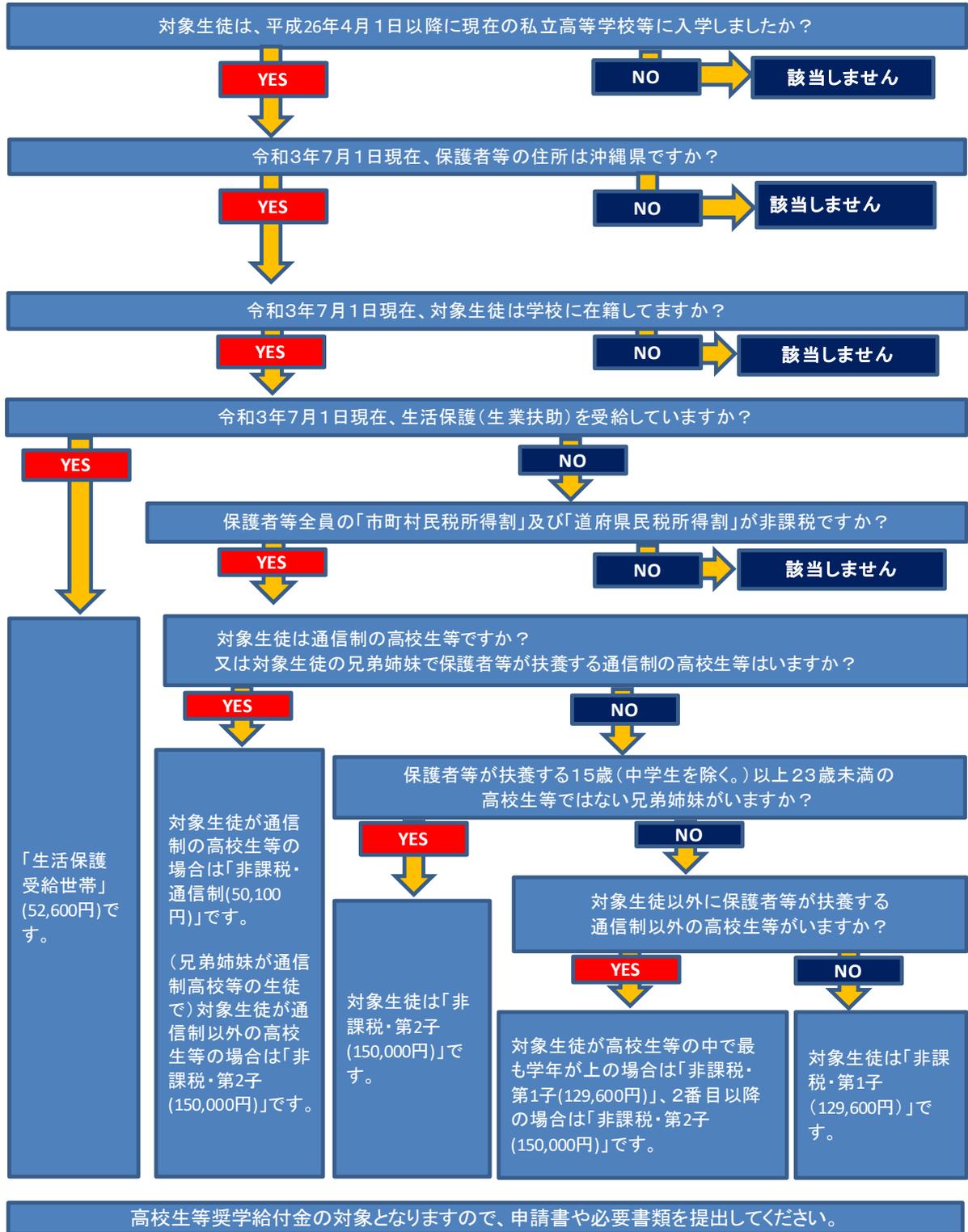
又は

沖縄県総務部総務私学課 私学・法人班 「奨学給付金担当」

電話番号：098-866-2074

次ページに給付金対象者及び給付額の「確認シート」があります。  
給付金を申請する前に必ずご確認頂きますようお願いいたします。

## 奨学のための給付金対象者及び給付金額確認シート



### 給付額について(年額)

	全日制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	52,600円	52,600円	50,100円
非課税世帯(第1子)	129,600円	50,100円	
非課税世帯(第2子)	150,000円		